農業振興への取組み

JAバンク三重は、JAグループの一員として、「農業生産の拡大」「農業者の所得増大」の実現に向けて、金融・非金融の両面から、地域農業の振興に資する取組みを行っています。

地域農業の発展への取組み

● 担い手のニーズに応えるための体制整備

JAバンク三重では、“担い手金融リーダー”を中心に、農業者への農業資金の融通はもとより、公的支援制度や販路拡大先のご紹介、税理士などの外部専門家と連携した事業承継や法人化への相談対応など、担い手の多様な経営ニーズに適切に対応できるよう取り組んでいます。

また、農業者の課題解決に向けた相談対応力を強化するため、外部専門家等による担い手金融リーダー向けのコンサルティング研修を開催したほか、“JAバンク農業金融プランナー”や“農業経営アドバイザー”の資格取得を進めており、令和元年度末時点での有資格者総数は195名となりました。

担い手の農業用ハウスへの訪問

担い手の牛舎への訪問

● ビジネスマッチングによる農畜産物の販路開拓支援

当会は、県内農畜産物やその加工品の消費拡大を目的に、14回目を数える「みえの食マッチング・展示交流会」（三重県等と共催）を、令和２年１月に四日市市内で開催しました。当該交流会では、生産者や加工業者とバイヤーが一堂に会し、100件を超える個別商談が繰り広げられました。

このほか、当会が仲介役となり、お取引先企業と系統団体との間、お取引先企業同士の間で情報提供に取り組み、県産食材の販路拡大や同食材を活かした商品開発等にかかる商談を115件設営しました。

「みえの食マッチング・展示交流会」会場風景

農業振興への取組み

● 利子補給、保証料助成等による農業経営の支援

JAバンクでは、農業経営を資金面でサポートできるよう農業資金をご利用いただいているお客さまに対して「JAバンク利子補給事業」を実施しており、最長5年間、最大年1.0%の利子補給を行っています。本県では令和元年度において、約6,400万円の利子補給を行いました。

さらにJAバンク三重では、農業経営資金や農業近代化資金の保証料の全額助成を実施し、令和元年度において、約7,000万円の保証料助成を行いました。また、農業経営資金では、利子補給期間終了後の2年間において、利子補給と同率の金利引き下げ措置を行っています。

このほか、農業法人等の規模拡大や財務安定化をサポートするため、アグリビジネス投資育成株式会社と連携し、資本供与の枠組みとして設けた「アグリシードファンド」の活用提案を行っています。

● 経営ニーズに応じた資金供給およびコンサルティング機能提供

JAバンク三重では、農業経営資金をはじめとしたプロパー資金、各種制度資金、日本政策金融公庫資金等の的確な資金供給対応やコンサルティング機能の提供などを通じて、農業者の経営ニーズに応じた支援に取り組んでいます。また、県下JAの各種イベント会場（JAまつり、農機具展示会）においても農業資金の借入相談を行っています。このほか、農業経営者応援サイト「アグリウェブ」では、農業経営に必要な基礎知識、先進事例などを配信しています。

● 農畜産物直売所の利用促進に向けた取組み

JAバンクでは、農業者の所得向上や地域農業の活性化を図るため、県内25か所をはじめ全国のJAが運営する農畜産物直売所で「JAカード利用代金割引サービス」を実施しています。

このサービスは、JAカードでお支払いされた方を対象として、カード利用代金請求時に、5%の割引を行うものです。

● 地産地消の促進に資する金融商品の提供

JAバンク三重では、地産地消の促進に向けた取組みとして、JA住宅ローンを新たに申し込まれ、キャンペーンに応募された方全員に、三重県特産米「三銘柄新米セット」（三重のコシヒカリ、伊賀のコシヒカリ、結びの神　各2キロの詰め合わせ）または三重県産和牛「しぐれ煮セット」のいずれかをプレゼントしました。また、住宅ローンの借換シミュレーションを実施された方にもれなく「お米ギフト券」を進呈しました。

● 新型コロナウイルス感染症の影響拡大への対応

JAバンク三重では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客さまを対象として、令和2年3月に相談窓口を設置し、農業資金や住宅ローンの返済条件緩和等に関する相談体制を整備するとともに、農業者の皆さまの資金繰りを支援するため、実質無利子化措置や保証料全額助成措置を講じた資金の取扱いを開始しました。

また、県産農畜産物の消費促進運動を展開するとともに、お取引先企業の農畜産物の役職員向け斡旋などを通じた地元農畜産物の応援消費に取り組みました。

● CSF（豚コレラ）発生への対応

JAバンク三重では、令和元年7月に県内で発生したCSF患畜により影響を受けられた農業者の皆さまを対象として、同月に資金相談窓口を設置したほか、令和元年8月からは殺処分等を実施した農業者の皆さまの早期の経営再建等を支援すべく、三重県制度資金「CSF緊急対策資金」の取扱いを開始しました。